万国郵便条約をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年六月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

条約第八号

万国郵便条約

万国郵便連合（以下「連合」という。）の加盟国政府の全権委員は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十二条3の規定に鑑み、合意により、かつ、同憲章第二十五条4の規定の適用があることを条件として、国際郵便業務に適用される規則をこの万国郵便条約（以下「条約」という。）で定めた。

第一部　国際郵便業務に適用される共通の規則

第一条　定義

1　この条約の適用上、次の用語は、次に定義する意味を有する。

1.1　「通常郵便物」とは、この条約及びその施行規則に規定され、かつ、これらに定める条件に従って運送されるものをいう。

1.2　「小包郵便物」とは、この条約及びその施行規則に規定され、かつ、これらに定める条件に従って運送されるものをいう。

1.3　「ＥＭＳ郵便物」とは、この条約、その施行規則及びＥＭＳに関連する文書に規定され、かつ、これらに定める条件に従って運送されるものをいう。

1.4　「書類から成る郵便物」とは、記載され、描かれ、若しくは印刷された、又はデジタルのあらゆる情報媒体から成る通常郵便物、小包郵便物又はＥＭＳ郵便物（商品である物品を除く。）であって、この条約の施行規則に定める物理的な仕様を満たすものをいう。

1.5　「物品から成る郵便物」とは、金銭以外のあらゆる有形のかつ動産である物品（商品である物品を含む。）から成る通常郵便物、小包郵便物又はＥＭＳ郵便物であって、1.4に規定する書類から成る郵便物の定義に該当せず、かつ、この条約の施行規則に定める物理的な仕様を満たすものをいう。

1.6　「閉袋」とは、票札を付され、かつ、封鉛又は他の方法によって封かんされた容器であって、郵便物を包有するものをいう。

1.7　「線路を誤った郵袋」とは、票札の示す交換局以外の交換局で受領した容器をいう。

1.8　「個人情報」とは、郵便業務の利用者を特定するために必要な情報をいう。

1.9　「誤送された郵便物」とは、一の交換局で受領した郵便物であって、本来他の加盟国の交換局で受領されるべきものをいう。

1.10　「継越料」とは、通過国の運送機関（指定された事業体若しくは指定された事業体以外の団体又はその双方）が実施する通常郵便物の陸路継越し、海路継越し及び航空路継越しの業務に対する報酬をいう。

1.11　「到着料」とは、差出国の指定された事業体が、名宛国において受領される通常郵便物の取扱いに係る費用を補償する名目で、当該名宛国の指定された事業体に支払うべき補償金をいう。

Article XXVI
Mise à exécution et durée du Protocole additionnel au Règlement général de l'Union postale universelle

Le présent Protocole additionnel sera mis à exécution le 1er juillet 2022 et demeurera en vigueur pendant un temps indéterminé.

En foi de quoi, les Plénipotentiaires des Gouvernements des Pays-membres ont dressé le présent Protocole additionnel, qui aura la même force et la même valeur que si ses dispositions étaient insérées dans le texte même du Règlement général, et ils l'ont signé en un exemplaire qui est déposé auprès du Directeur général du Bureau international. Une copie en sera remise à chaque Pays-membre par le Bureau international de l'Union postale universelle.

Fait à Abidjan, le 26 août 2021.